

平成24年9月11日

まちづくり委員会委員 各位

まちづくり局長

所管事務の報告「財団法人川崎市まちづくり公社の公益法人制度改革への対応について」に関する追加資料について

平成24年8月24日のまちづくり委員会における標記の追加資料について、次のとおり提出いたします。

- 資料1** 公共施設等整備受託事業の実績について
・設計業務、工事監理業務等の件数及び金額（平成19年度～）
- 資料2** 他都市（政令市）における出資法人の公益法人制度改革への対応状況について
- 資料3** まちづくり公社における「公益目的事業」と「収益目的事業」の区分について
・公社における試算（平成23年度決算）による公益目的事業費率（13.2%）の根拠
- 資料4** まちづくり公社が解散した場合の基本金（5億円）の取扱いについて

担当 まちづくり局総務部庶務課

電話 044-200-2939 内線35101

公共施設等整備受託事業の実績について

年 度	業務内容	件数	金額(円)
平成19年度	設計業務	32	
	工事監理業務	33	
	調査業務等	3	
	計	68	
平成20年度	設計業務	40	
	工事監理業務	44	
	調査業務	2	
	計	86	
平成21年度	設計業務	39	
	工事監理業務	39	
	調査委託	1	
	計	79	
平成22年度	設計業務	34	
	工事監理業務	37	
	計	71	
平成23年度	設計業務	46	
	工事監理業務	47	
	設計監理	1	
	計	94	
平成24年度 (予定)	設計業務	44	
	工事監理業務	45	
	計	89	

他都市における出資法人制度改革への対応状況

●一般財団法人へ移行した法人

一般財団法人 京都市都市整備公社 ※平成24年移行

一般財団法人 神戸市都市整備公社 ※平成24年移行

●公益財団法人へ移行した法人

公益財団法人 横浜市建築助成公社 ※平成24年移行

公益財団法人 相模原市都市整備公社 ※平成23年移行

公益財団法人 新潟市開発公社 ※平成23年移行

公益財団法人 静岡市まちづくり公社 ※平成24年移行

公益財団法人 名古屋まちづくり公社 ※平成24年移行

●今後対応予定

財団法人 仙台市建設公社

財団法人 さいたま市都市整備公社

財団法人 千葉市都市整備公社

財団法人 浜松まちづくり公社

財団法人 広島市都市整備公社

財団法人 堺市都市整備公社

財団法人 北九州市都市整備公社

財団法人 福岡市施設整備公社

公益目的事業比率算定表

基準年度 平成23年度決算

寄附行為第4条	事業名	区分	経常費用	比率
(1) 良好な都市環境の形成に関する調査及び研究	まちづくり調査事業	公益	8,826,137円	0.40%
(2) 都市環境に適した施設等の整備に関する相談及び情報提供	施設相談事業 ・まちづくりコンサルタントの派遣 ・一般住宅相談 (住宅相談、マンション管理相談) ・マンション管理講座	公益	18,375,146円	0.83%
(3) 都市環境に適した施設等の建設等に必要な資金の貸付及びあっせん	住宅資金融資受託事業	公益	3,872,526円	0.17%
(4) 良好な都市環境の形成のために必要な土地、施設等の取得、造成、建設、貸与、管理及び処分	再開発施設管理運営事業 ・ノクティ共有店舗床、業務床、駐車場 ・クレール溝口	収益	550,430,366円	24.74%
	都市施設管理運営事業 ・クレール小杉 ・新百合21ビル 等	収益	991,833,942円	44.57%
(5) 良好な都市環境の形成のために必要な施設等の設計、工事監理、建設及び管理の受託並びに土地取得のあっせん	優良ビル建設資金等融資事業	収益	291,727,449円	13.11%
(6) 公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理、建設及び管理の受託	公共施設等整備受託事業	公益	69,286,355円	3.11%
	新川崎創造のもり事業	公益	194,162,978円	8.73%
管理費		—	96,718,047円	4.35%
合計			2,225,232,946円	

●公益目的事業比率

・経常費用を公益と収益にて算出する。

公益目的事業費 294,523,142

公益目的事業費 294,523,142 + 収益事業費 1,833,991,757 + 管理費 96,718,047

= 13.2%

まちづくり公社が解散した場合の基本財産（5億円）の取扱いについて

まちづくり公社の基本財産5億円のうち川崎市の出捐金は4億8,100万円でございます。出捐金については、出資金と異なり、寄付金に近い性格を有するものでございますが、まちづくり公社が解散等により清算する場合には、債権・債務の整理をした後の残余財産については川崎市に寄附することを「寄附行為」に定めております。

なお、まちづくり公社につきましては、特例民法法人から一般財団法人への移行した後も、移行前の法人と同一の主体として存続することとなることから、一旦解散し新たな法人が設立されるものではありませんので、解散により財産等の整理は行われません。